

「山形 C12 号」生産者登録申請書〔令和〇年〇渡し分〕

令和 8年 1月 5日

やまがた紅王ブランド化プロジェクト会議会長 殿

〔申請区分〕 **新規** ・ 追加 (登録番号 _____)追加申請者は登録番号を必ず記載
忘れた場合は、とりまとめ団体に確認

郵便番号 _____ 990—8570

電話番号 _____ 023—630—2249

住所又は所在地 _____ 山形県山形市松波二丁目8番1号

FAX番号 _____ 023—630—2591

氏名(年齢)又は名称 _____ 山形 一郎 (30歳)

(代表者の職・氏名) _____

Eメール _____ 〇〇〇〇〇@yahoo.co.jp

1 「山形 C12 号」の生産者登録について、2の「遵守事項」に同意し、以下のとおり申請します。

台木	樹齡 (配布年次)	申請本数※1 (新規登録者は 5本以上)	植栽予定 面積	植栽方法 (いずれかに○印)	仕立て方 (該当を黒で塗りつぶし)
推奨 コルト台	1年生 (R〇秋)	5本	3a	改植 ・新植	☒ 主幹形通常の立木仕立て ☐ 軽劣化仕立て(Y・V・平棚など)
アオバザクラ台	1年生 (R〇秋)	本	a	改植・新植	☐ 主幹形通常の立木仕立て ☐ 軽劣化仕立て(Y・V・平棚など)

※1 すでに登録されており、追加される方は1本から申請が可能です。

2 遵守事項

- (1)新規登録の場合は農家1戸(1法人)当たり、5本以上の苗木を購入し、生産すること。
 - ・苗木の購入は本人のみとし、他人名義や団体での購入は行わないこと。
- (2)登録を受けた農家(法人)が自ら管理する山形県内の経営耕地内に苗木を植栽すること。
 - ・経営耕地を第三者へ譲渡又は貸付ける場合は、変更・廃止届けを提出し、譲渡又は貸付けを受けた者は、新たに生産者登録申請を行うこと
- (3)購入した苗木は、県外への持ち出しを行わないこと。
- (4)剪定枝は適切に処分し、第三者への穂木の譲渡や高接ぎは行わないこと。
 - ・剪定した枝は、登録生産者の責任において、適切に処分すること
 - ・高接ぎは、芽枯れ病のリスクがあることに加え、本来の品種特性が発揮できない場合が多いため、行わないこと
- (5)出荷規格を遵守し、基準に満たない果実は、「やまがた紅王」の名称で、出荷しないこと。
- (6)県の指導に準じ、高品質安定生産に努めること。

【注意事項】

- 遵守事項に反した場合、生産者登録を取り消すとともに、園地に植栽された「山形 C12 号」の伐採、商標の使用を禁止するなどの措置をとります。
- 登録生産者以外への譲渡、県外への持ち出し、正規販売以外で入手した苗木や穂木の利用等は、育成者権の侵害にあたり、「種苗法」に基づき損害賠償などを求めることがあります(DNA 鑑定により品種識別が可能)。また、故意の場合は、懲役や罰金、またはその両方が科されることもあります。
- 申請書に不備があった場合、申請を受け付けない場合があります。
- やまがた紅王ブランド化プロジェクト会議で圃場への植栽や生育状況等を確認する場合があります。

必ず記載ください
(記載がないあるいは不十分な場合、
登録が認められません)

(2/2)

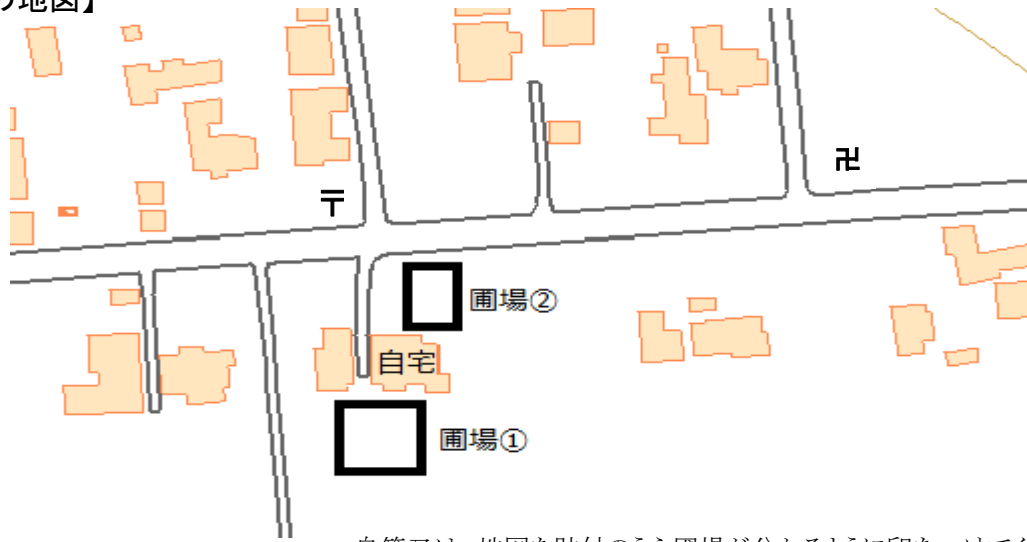
記入例

「山形C12号」植栽計画

- 1 「山形 C12 号」の植栽を予定している圃場の住所、地図
(「山形 C12 号」を植え付けする圃場が複数ある場合は、別用にして全てご記載ください)

【圃場の住所】 ○○市○○○丁目○番○号

【圃場の地図】

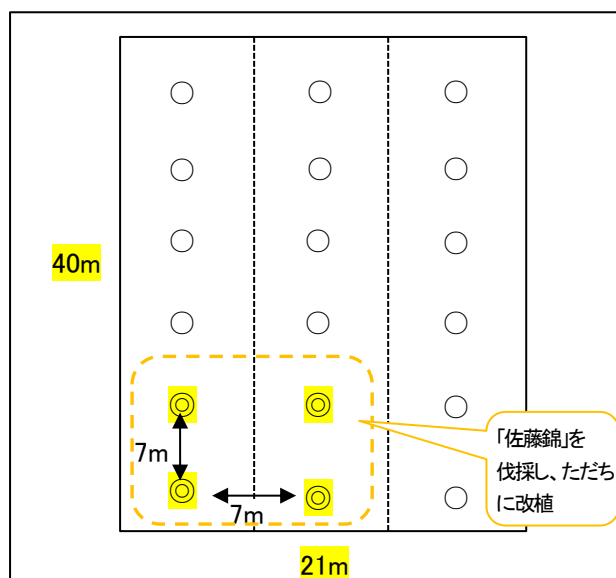


自筆又は、地図を貼付のうえ圃場が分かるように印をつけてください。

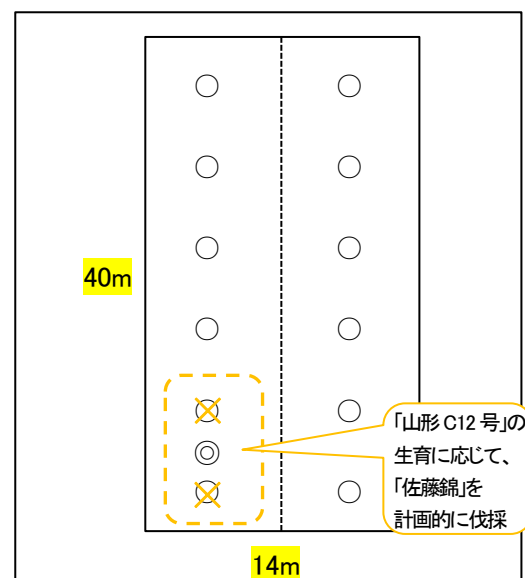
- 2 植栽予定図〔列植図：5本以上、改植・新植が分かるようにご記載ください〕
(「山形 C12 号」を植え付けする圃場が複数ある場合は、別葉にして全てご記載ください)

圃場①(「佐藤錦」をただちに伐採し、改植)

圃場②(「山形C12号」の生育に応じて「佐藤錦」を計画的に伐採)



◎:「山形 C12 号」、○:「佐藤錦」等



圃場内で「山形 C12 号」を植え付けする場所と圃場の広さ、苗木の植栽距離を記入ください。

※やまがた紅王ブランド化プロジェクト会議で、圃場への植栽や生育状況等を確認する場合があります